

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

福岡県北九州市若松区大井戸町七番九号

有限会社キツチンブランドンググループ

清算人 伊藤 彰秀

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

福岡県田川郡添田町大字添田二三五九番地二

有限会社姫野木材店

清算人 姫野 泰臣

解散公告

当社は、令和八年八月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

北九州市八幡西区香月中央五丁目四番三三

株式会社TSUBAKI

清算人 永野 誠二

解散公告

当社は、令和八年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

宮崎市橋通東一丁目五番八号二〇三三

株式会社グローバル光

代表清算人 松浦 知子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

沖縄県那覇市字真嘉比三五七番地九

有限会社オフィスキッチン

清算人 崎原 聡

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

沖縄県那覇市久米二丁目一九番九号

株式会社ふくいち

清算人 福地 哲也

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十二月三十日開催の社員総会決議並びに東京都知事の認可により、令和八年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

東京都豊島区駒込二丁目二番一〇号古川ビル二階

医療法人社団至仁望信会

清算人 高橋 望

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年二月十三日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年八月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

東京都八王子市散田町三丁目六番二四号

医療法人社団植木皮膚科形成外科

清算人 植木 徹

解散公告(第二回)

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

東京都大田区久が原六丁目二〇番一〇号

医療法人社団佑洪会

清算人 朴 正 佑

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年一月十六日開催の理事会及び評議員会において、解散することを決議しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

横浜市内南区六ツ川一丁目二七〇番地三

学校法人定光寺学園

清算人 渡井 耕平

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月二十七日富山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

富山市東福沢一四七八番地

宗教法人本立寺

清算人 浦田 秀幸

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年九月一日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

石川県白山市北安田町一〇五六番地一

白山市松任北安田南部地区土地区画整理組合

代表清算人 信作喜久雄

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年二月二十二日開催の理事会の決議並びに群馬県知事の認可により、令和八年八月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

群馬県邑楽郡邑楽町中野二二三番地

医療法人松王会井上医院

清算人 井上 浩

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月十九日開催の理事会及び評議員会の決議並びに東京都知事の認可により、令和八年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

東京都中央区京橋二丁目一番一〇号

医療法人(財団) 白百合会

清算人 安藤 俊平

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年八月八日岐阜地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

岐阜市早苗町一丁目一四番地

宗教法人岐阜出雲大社

清算人 弁護士 幅 隆彦

連絡先 岐阜市上竹町二一 幅法律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月二十二日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和八年八月二十七日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年九月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十七日

鳥取市扇町一一番地三

医療法人明徳整形外科

清算人 明徳 政裕